

能代市奨学生選考における学資金に困難である程度及び  
学資金の貸与を必要とする程度の基準

## 1 目的

この基準は、能代市奨学金貸与条例（平成18年能代市条例第73号。）及び能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸与条例（平成20年能代市条例第22号。）の規定により奨学生を選考し、決定するにあたり、条例第3条第4号及びふるさと条例第3条第4号に掲げる条件について、学資金に困難である程度及び学資金の貸与を必要とする程度（以下「学資金に困難である程度」という。）を明確にし、申請者に順位を付することで、能代市奨学選考委員会における円滑な審議に資することを目的とする。

## 2 学資金に困難である程度の指標

次の算式1により算出した数値とする。

### 算式1：学資金に困難である程度の指標

〔(算式2により算出した申請者の父母の認定所得金額を合算して得た額)  
－ (表3に掲げる特別控除額を合算して得た額)〕 ÷ (表4に掲げる基準額)  
※計算の結果、0未満となる場合は0とする。

### 算式2-1：認定所得金額（給与収入及び年金収入がある場合）

父母のうち給与収入又は年金収入が最も多い者は表1により認定所得金額を算出し、もう一方は表2により認定所得金額を算出する。

### 算式2-2：認定所得金額（給与収入及び年金収入以外の収入がある場合）

父母のうち給与収入及び年金収入以外の収入がある者は、当該収入について、能代市市税条例（平成18年能代市条例第56号）及び能代市市税条例施行規則（平成18年能代市規則第48号）の定めるところにより算出した所得金額を認定所得金額とする。

なお、当該収入のほか、給与収入又は年金収入がある者は、給与収入及び年金収入以外に係る認定所得金額と、算式2-1により算出した給与収入及び年金収入に係る認定所得金額を合算したものをその者の認定所得金額とする。

表1：給与収入又は年金収入が最も多い者の認定所得金額

給与収入額又は年金収入額	認定所得金額
268万円以下	0万円
268万円超400万円以下	(収入額) × 0.8 - 214万円
400万円超781万円以下	(収入額) × 0.7 - 174万円
781万円超	(収入額) - 408万円

表 2 : その他の者の認定所得金額

給与収入額又は年金収入額	認定所得金額
65万円以下	0万円
65万円超162万円以下	(収入額) - 65万円
162万円超180万円以下	(収入額) × 0.6
180万円超360万円以下	(収入額) × 0.7 - 18万円
360万円超660万円以下	(収入額) × 0.8 - 54万円
660万円超1,000万円以下	(収入額) × 0.9 - 120万円
1,000万円超1,500万円以下	(収入額) × 0.95 - 170万円
1,500万円超	(収入額) - 245万円

表 3 : 特別控除額表 (単位 : 万円)

	特別の事情	特別控除額			
ア	母子父子世帯である	99			
イ	就学者がいる世帯である (児童生徒1人あたりの額、 申請者本人を除く)	小学校	31		
		中学校	46		
		高等学校	国公立	自宅	39
				自宅以外	69
			私立	自宅	88
				自宅以外	118
		高等専門学校 (1～3年制)	国公立	自宅	39
				自宅以外	69
			私立	自宅	88
				自宅以外	118
		高等専門学校 (4、5年制)	国公立	自宅	43
				自宅以外	72
私立	自宅		87		
	自宅以外		116		

特別の事情					特別 控除額		
イ	就学者がいる世帯である (児童生徒1人あたりの額、 申請者本人を除く)	大 学 院 大 学 学 院 短 期 大 学	国公立	自宅	74		
				自宅以外	121		
			私立	自宅	133		
				自宅以外	180		
			専 修 校	高等 課程	国公立	自宅	39
						自宅以外	69
		私立			自宅	88	
				自宅以外	118		
		専 門 課 程		国公立	自宅	36	
					自宅以外	81	
			私立	自宅	102		
		自宅以外		147			
ウ	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯				雑損控除 の額		

表4：世帯人員別基準額

世帯人員数	基準額
1人	139万円
2人	198万円
3人	212万円
4人	229万円
5人	239万円
6人	250万円
7人	262万円

※7人を超える場合は、1人増すごとに12万円を加える。

※能代市奨学金及び能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金を併願する場合は、第2希望の奨学金において、基準額に0.5を乗じたものを基準額とする。

### 3 申請者の順位

算式1により算出した数値の昇順で申請者の学資金に困難である程度の順位を決定する。

ただし、能代市奨学金及び能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金の申請者のうち次の〔1〕又は〔2〕に該当する者は、当該奨学金の補欠内定者とし、その順位は前述の規定にかかわらず、それぞれ次の（i）又は（ii）のとおりとする。

〔1〕 能代市奨学金の貸与を過去に2回以上受けている

〔2〕 能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金の貸与を過去に1回以上受けている

（i） 当該申請日の属する年度において、当該申請日以後に奨学生の追加募集を行わない場合

〔1〕 又は〔2〕に該当しない者で、補欠内定者として決定された者のうち最も順位が低い者の次点から、当該奨学金の貸与回数の昇順で順位を決定し、貸与回数と同値の場合は、算式1により算出した数値の昇順で順位を決定する。

ただし、〔1〕 又は〔2〕に該当しない者で、補欠内定者として決定された者がいない場合は、当該奨学金の貸与回数の昇順で順位を決定し、貸与回数と同値の場合は、算式1により算出した数値の昇順で順位を決定する。

（ii） 当該申請日の属する年度において、当該申請日以後に奨学生の追加募集を行う場合

当該募集期間以後の募集において、〔1〕 又は〔2〕に該当する者から再度申請があったものとみなし、以後の選考において順位を決定する。